

「民間訓練試験空域の一部変更・指定について」に対する意見公募要領

令和 8 年 10 月 27 日
国土交通省航空局

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

国土交通省では、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 95 条の 3 に基づき告示で指定している、有明海及び島原湾周辺上空の民間訓練試験空域について、空域の指定範囲の変更及び新設を検討しております。

ついては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で募集をいたします。忌憚のない御意見をお寄せくださいますよう、お願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「民間訓練試験空域の一部変更・指定について」

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口（担当課）において配布し、又は閲覧に供することとします。

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 8 年 10 月 27 日（火）～令和 8 年 11 月 25 日（水）必着

5. 意見提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、以下の①～③のいずれかの方法で、日本語にて御意見を提出してください。なお、電話による御意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

また、御提出の際には、必ず「民間訓練試験空域の一部変更・指定についてに対するパブリックコメント」と明記いただきますようお願いいたします。

①電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

※添付ファイルは利用できません。

②電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-koukuu-kuuiki@gxb.mlit.go.jp

国土交通省航空局交通管制部管制課空域調整整備室 あて

③郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省航空局交通管制部管制課空域調整整備室 あて

6. その他

皆様からいただいた御意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました御意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

